

自民、公明両党は12月16日、与党税制改正大綱を決定した。2017年4月に消費税率を10%に引き上げるのに合わせ、「酒類、外食を除く食品全般」と「新聞」の税率を8%に据え置く軽減税率を導入する。

1989年に創設された消費税は初めて税率が2つになり、大きな転換点を迎える。消費増税時に低所得者の痛税感を和らげるため、軽減税率は生鮮食品と加工食品の食品全般に適用されることになった。年間の軽減額は約1兆円と試算される。新聞は「週2回以上の発行で定期購読されているもの」が対象で、軽減額は200億円程度と推計される。

書籍・雑誌への適用は、有害図書を対象にしない仕組みづくりなどを考慮し、検討課題とされた。

軽減対象については、外食と持ち帰りの食品など、なお線引きが難しいケースが想定される。

1兆円規模の財源について、税制改正大綱は「2016年度末までに安定的恒久財源を確保する」方針を示した。

社会保障費を中心とする歳出の削減や、消費税以外の増税を検討し、赤字国債の発行による借金で賄うことを避ける考えだ。増税策としては、タバコを1本30円増税する案が浮上している。

軽減税率の導入で事業者は複数の税率を扱うことになるため、2021年4月には請求書に税率や税額を記載するインボイス（税額票）を導入し、税率を偽る不正防止を徹底する。また、導入までは「簡素な経理方式」を認める。

自動車取得税が2016年度で廃止されるのに伴い、自動車の新税が2017年4月から自動車の燃費性能に応じた「環境性能課税」が新設される。

世帯の市販薬購入が年間1万2000円を超えると、超過分を所得から差し引いて税を軽減するのは2017年1月～2021年末までとする。

(2015/12/17 読売新聞から)